

第17回 組合議会 11 月 定例会 議案

令和 7 年 11 月 27 日
広域合同庁舎 4 階会議場

下 越 福 祉 行 政 組 合

第17回下越福祉行政組合議会定例会議事日程

令和7年11月27日 午前10時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 運営概況報告について
- 日程第4 議案第101号 副管理者の選任について
- 日程第5 議案第102号 から 議案第109号 まで一括上程

一 括 上 程 議 案

- 議案第102号 下越福祉行政組合公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第104号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第105号 令和6年度下越福祉行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第106号 令和6年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 令和6年度下越福祉行政組合保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第108号 令和7年度下越福祉行政組合一般会計補正予算(第2号) 議定について
- 議案第109号 令和7年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計補正予算(第2号) 議定について

議案第 101 号

副管理者の選任について

下記の者を副管理者に選任したいので、下越福祉行政組合同規約第 8 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

下 越 福 祉 行 政 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

記

住	所	新潟県胎内市笹口浜
氏	名	井畑 明彦
職	名	胎内市長

議案第 102 号

下越福祉行政組合公告式条例の一部を改正する条例制定について

下越福祉行政組合公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

下 越 福 祉 行 政 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

下越福祉行政組合公告式条例の一部を改正する条例

下越福祉行政組合公告式条例（昭和45年新潟県下越福祉厚生施設一部事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、インターネットを利用して行う。ただし、これにより難しい場合は、組合の掲示場に掲示して行うものとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

（管理者の定める規則の公布）

第3条 管理者の定める規則（以下「組合規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び管理者名を記入しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の組合規則に準用する。

（管理者の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、管理者の定める規程（同項の組合規則を除く。）で公表を要するものに準用する。

第5条第1項中「第2条」を「第2条第2項及び第3条第1項」に、「規則にこれを」を「規則及び規程で公表を要するものに」に、「同条第1項中」を「同項中」に、「管理者」を「管理者名」に改め、「者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項を削る。

第6条中「規則又は機関の定める規則若しくは規程」を「組合規則若しくは機関の定める規則又は規程で公表を要するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 103 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

下 越 福 祉 行 政 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新発田地区救急診療所、中条地区休日診療所、休日救急歯科診療所

2 指定管理者

新発田市本町 4 丁目 16 番 83 号
一般財団法人 下越総合健康開発センター
代表理事 佐々木 亮

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 104 号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

下 越 福 祉 行 政 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 4 の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 105 号

令和 6 年度下越福祉行政組合
一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下越福祉行政組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

下越福祉行政組合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

令和6年度下越福祉行政組合各会計
歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度
下越福祉行政組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次の
とおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度下越福祉行政組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度下越福祉行政組合保健施設特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はい
ずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であ
ると認めた。

令和7年10月21日

下越福祉行政組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

下越福祉行政組合

監査委員 高松 光志



監査委員 加藤 博幸



議案第 106 号

令和 6 年度下越福祉行政組合
老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

下越福祉行政組合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

令和6年度下越福祉行政組合各会計
歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度
下越福祉行政組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次の
とおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度下越福祉行政組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度下越福祉行政組合保健施設特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はい
ずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であ
ると認めた。

令和7年10月21日

下越福祉行政組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

下越福祉行政組合

監査委員 高松 光志



監査委員 加藤 博幸



議案第 107 号

令和 6 年度下越福祉行政組合
保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下越福祉行政組合保健施設特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

下越福祉行政組合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

令和6年度下越福祉行政組合各会計
歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度
下越福祉行政組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次の
とおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度下越福祉行政組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度下越福祉行政組合保健施設特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はい
ずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であ
ると認めた。

令和7年10月21日

下越福祉行政組合

管理者 新発田市 二階堂 馨 様

下越福祉行政組合

監査委員 高松 光志



監査委員 加藤 博幸



令和 7 年度下越福祉行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度下越福祉行政組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,743 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,217,053 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 27 日 提 出

下越福祉行政組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸収入		千円 207,755	千円 1,743	千円 209,498
	2 雑入	6,475	1,743	8,218
歳入	合 計	1,215,310	1,743	1,217,053

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 898,225	千円 1,743	千円 899,968
	1 社会福祉費	436,136	1,537	437,673
	2 児童福祉費	108,834	206	109,040
歳出	合 計	1,215,310	1,743	1,217,053

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前、の額	補正額	計
7 諸収入	千円 207,755	千円 1,743	千円 209,498
歳入合計	1,215,310	1,743	1,217,053

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財		源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	千円 898,225	千円 1,743	千円 899,968	千円	千円	千円	千円
歳出 合 計	1,215,310	1,743	1,217,053	0	0	1,743	0

2 歳 入

(7 款) 諸収入
(2 項) 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	千円 6,475	千円 1,743	千円 8,218	1 雑入	千円 1,743	千円 1,743
計	6,475	1,743	8,218			
						生活環境改善新発田市補助金

3 歳出

(3 款) 民生費
(1 項) 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費	千円 371,480	千円 1,165	千円 372,645	千円	千円	千円 1,165	千円	14 工事請負 費	千円 1,165	○生活支援事業 【中井さくら園成人部】 インターネット設備工事 千円 1,165	
2 社会福祉 施設費	64,656	372	65,028			372		17 備品購入 費	372	○生活支援事業 【中井さくら園成人部】 入所者処遇用備品 372	
計	436,136	1,537	437,673	0	0	1,537	0				

(3 款) 民生費
(2 項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳					節	説明	
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国県支出金	地方債	その他					
2 児童福祉施設費	千円 1,941	千円 206	千円 2,147	千円	千円	千円 206	千円 206	17 備品購入費	千円 206	○生活支援事業 【中井さくら園児童部】 入所児童処遇用備品 千円 206	
計	108,834	206	109,040	0	0	206	0				

令和 7 年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度下越福祉行政組合の老人ホーム特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,441 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 462,983 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 27 日 提 出

下越福祉行政組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		千円 242,035	千円 2,441	千円 244,476
	2 雑入	0	2,441	2,441
歳入	合 計	460,542	2,441	462,983

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民生費		千円 387,527	千円 2,441	千円 389,968
	1 社会福祉費	387,527	2,441	389,968
歳 出	合 計	460,542	2,441	462,983

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3 諸収入	千円 242,035	千円 2,441	千円 244,476
歳入合計	460,542	2,441	462,983

(歳出)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特 国県支出金	定 財 債		一 般 財 源
						地 方	そ の 他	
1 民生費		千円 387,527	千円 2,441	千円 389,968	千円	千円	千円 2,441	千円
歳 出 合 計		460,542	2,441	462,983	0	0	2,441	0

2-歳入

(3 款) 諸収入
(2 項) 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 雑入	千円 0	千円 2,441	千円 2,441	1 雑入	千円 2,441	生活環境改善新発田市補助金	千円 2,441
計	0	2,441	2,441				

3 歳出

(1 款) 民生費
(1 項) 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳					節	説明	
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国県支出金	地方債	その他					
1 あやめ寮 管理委託 費	千円 205,457	千円 2,441	千円 207,898	千円	千円	千円 2,441	千円	12 委託料	千円 2,441	○指定管理事業【事務局】 施設管理運営委託料	
計	387,527	2,441	389,968	0	0	2,441	0				

